

業庫第79号  
2020年11月27日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店  
歳入(復)代理店引受金融機関本部 御 中  
歳 入 ( 復 ) 代 理 店

日本銀行業務局

歳入金等の領収済通知書の送付先にかかる留意点について

代理店等関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、関係官庁より、一部の歳入金等の領収済通知書について、あて先への送付が行われていない扱いが多発しているとの連絡がありました。具体的な連絡内容は次のとおりです。

- ・対象の領収済通知書：「年金生活者支援給付金」の返納にかかる領収済通知書  
—— 領収済通知書の記載例は別紙参照
- ・本来の送付先：「あて先」として記載されている分任歳入徴収官（厚生労働省年金局事業管理課長）
- ・発生している事象：「取扱庁」として記載の厚生労働省大臣官房あてに送付

本件に限らず、歳入金等の領収済通知書のうち通常分（集計表扱分）については、あて先として記載された官庁あてに送付する<sup>1</sup>取扱いとなっていますので、万一、上記事例<sup>2</sup>に該当する場合には、本来の送付先への送付について、関係者へ改めて周知して下さるようお願いいたします。

なお、上記事例に該当する取扱いとしていたことが判明した場合でも、日本銀行に対する報告は必要ありませんので、念のため申し添えます。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ  
TEL：03-3279-1111（代表）  
佐野（内線：3334）  
水野（内線：3339）

<sup>1</sup> ただし、取扱庁名欄に「厚生労働省年金局（国民年金）」または「厚生労働省年金局（国民年金）（66421）」と記載されている領収済通知書については、日本銀行ホームページに掲載の「国民年金にかかる領収済通知書送付先一覧」に記載のあて先に送付する。

<sup>2</sup> 本来、分任歳入徴収官に送付すべきところ本官である歳入徴収官に送付。

領収済通知書										国庫金		年金生活者支援給付金	
(この通知書は、機械処理されますので、汚したり、折りまげたりしないで下さい。)													
年度区分		告知番号				領収年月日							
あて先													
分任歳入徴収官 厚生労働省 年金局 事業管理課長													
所 属 庁 厚生労働省													
所 在 地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号													
納付期限													
年 月													
納入告知書(納付)													
発行年月日													
年 月													
納付場所													
日本銀行本店・支店・代理店・													
歳入代理店 (全国の銀行、													
信用金庫の本店又は支店、													
郵便局)													
様													
年度		一 般 会 計 厚生労働省主普(611)											
金 額		厚生労働省大臣官房 (59010)											
納付目的		上記の金額を領収しました。 (領収日付印)											
年金生活者支援給 付金の過払いによ る返納金		[厚生労働省 年金局 送付分]											
※年度5月1日以降現年度歳入組入													

この通知は、納入告知書(納付書)ですが、機械処理の関係で領収済通知書、領収済、納入告知書(納付書)・領収証書の形に綴じてあります。納付の際に切り離さず、納付場所に提出して下さい。

「領収済通知書」のあて先  
(送付先)

「年金生活者支援給付金」の帳票は、「青色」の  
アンダーカラーが付されています。